令和3年度第2回宇佐市総合教育会議 会議録

日 時:令和4年2月3日(木)13:30~

場 所:宇佐市役所本庁 本館3階35会議室

出席者:

【委員】

市長部局	是永市長
教育委員会	高月教育長
	德光教育長職務代理者
	小野委員
	古里委員
	佐藤委員

【関係課】

AT DIT DIT A				
教育委員会	上田次長(兼教育総務課長)			
	学校教育課	上田課長		
	社会教育課	〆野課長		
	学校給食課	新納課長		
	図書館	松壽館長		
	教育総務課	時枝主幹 (総括)		
		江藤副主幹		

【事務局】

総務課	後藤課長
	川谷主幹(総括)
	池田主幹

総務課長

皆さん、こんにちは。事務局を務めさせていただきます、総務課長の後藤です。 どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから令和3年度第2回宇 佐市総合教育会議を開催いたします。開会にあたりまして、皆さんにご了承をいた だきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、総合 教育会議は個人の秘密を保つため必要がある場合及び、会議の公正が害される場合 等を除き公開とすると定められていますので、原則公開で開催させていただきます。

ではまず、資料の確認を行います。本日お手元にお配りしている資料です。まず、 今回の次第と、続いて令和4年度教育委員会の基本方針等についてという冊子がご ざいます。次に、宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針(案)がございます。次に、12月に開催されました宇佐市立公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会の資料でありました基本指針、そして、A4ワンペーパーでございますが、適正規模及び適正配置等検討委員会の開催経過というのがございます。あと、大分県の感染動向という見出しではじまっています新型コロナウイルス感染症の関連資料と、もう一つは、田舎暮らしの本を印刷したもので、全部で7つとなっております。もし不足がございましたら、事務局へお申し出ください。それでは初めに、是永市長からご挨拶をお願いします。

市長

皆さんこんにちは。市長の是永でございます。本日は、令和3年度第2回宇佐 市総合教育会議を招集いたしましたところ、委員の皆様には何かとお忙しい中、ご 出席いただきまして誠にありがとうございます。平素から宇佐市の教育の充実、発 展のためにご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス拡大につきまして私がご説明をして、開会のご挨拶にさせていただきたいと思います。お手元に資料が配付されていますので、ご覧いただきたいと思います。今年の1月に入りましてから、オミクロン株が非常に猛威を振るっているわけでありますが、まず1月からの大分県の感染動向についてです。棒グラフで示しておりまして、これが1月30日時点で4,995、約5,000人となっております。1月13日から100人くらいに増え始めまして、1月19日からは約300人に拡大し、1月28日からは400人前後で、今、拡大をしているということでございます。この資料にはありませんが2月1日は459ということで、過去最多を更新しているという状況で、いまだに拡大基調にあるということでございます。その下が、市町村別です。1月30日時点ですが、大分市、別府市、中津市、次いで宇佐市となっております。宇佐市が218です。ただ、直近ですと3日経ちましたので、日田と宇佐が逆転しております。

1 枚捲っていただきまして、宇佐市の動向ですが、宇佐市も1月13日ぐらいから感染者がたくさん確認され始めました。この1月13日というのは、成人式を含めた3連体の後ですね、そのあとぐらいから発症し始めまして、1月19日に過去最多の35というのを記録してございます。そのあとも25になりましたが、その後は割と落ち着いた動向となっておりまして、最近では10人前後という形になっております。大分県下全体が、まだ拡大基調にある中、宇佐市は割と抑止が効いているのかなという感じがいたします。

次は年代別です。10歳未満が49、10代が68ということで、この2つで乳幼児・児童・生徒が54%と、半分以上です。まず初めに、学生寮でクラスターが発生しま

した。そのあとはこども園、そして放課後児童クラブ等で発生しまして、一番直近では高校生がクラスターになりました。これは皆、10代、10歳未満ですね。その世代から、親世代の30代40代ぐらいに感染が拡大し、最近ではさらに、祖父母世代の60代70代の方にさらに拡大しているという状況がこの数字から読み取れます。

次に、感染経路別ですが、家族が 68%ということで一番多くなっております。 つまり、小さなお子さんが罹って、その家庭内でうつっていくというパターンが一番多い。そしてその次が、学生寮でクラスターが発生したという、その寮内のもの。 そして学校。学校も、先ほど高校の話をしましたが、小学校、中学校もやはり出ています。大体、この4つで、3分の2ぐらいを占めております。飲食ですとか会食とかいうのは、今回少ない。そして、不明が大分増えてきまして 47%ということですけれど、これは以前のデルタ株のときは、ここが一番多かったんですね。今回はクラスターが出て、その方々から主に家庭内を通じてうつっているというような状況かなと思います。

そのような中、まん延防止等重点措置が、1月27日から2月20日の予定で適用されていますが、飲食店に対して営業時間短縮が求められています。県が認証したお店ということになりますと、営業時間9時まででお酒が出せるというのと、営業時間8時までで酒類提供はなしを選択しようという形です。非認証店については、お酒が出せず8時までという形になっています。昨年もお盆ごろにたくさん出まして、その時に第5波で県が対策を取ったんですが、このときは所謂まん防適用がありませんでしたので、罰則がなかったんですね。前回は、事実上協力要請ということですけれども、今回は従わない場合は、店名公表や20万円以下の過料ができるということになっています。ここが一番違います。

次に、宇佐市の方ですが、こういった事態になって、あまり感染者も出てないのに何でまた飲食店ばかりこんなことをしないといけないのか、というようなところが実際あります。これも、人流はある程度抑えるということで、やむを得ないところもあるんですが、そういったことでまたご迷惑をおかけするので、市としてはできるだけ支援しようと考えています。県が時短要請で協力金を支給するわけですが、それまでのつなぎ資金ということで、1月分の家賃等について個人、法人ともに売上が20%以上減っているところに10万円を支給します。

まとめですが、子ども世代から親世代へと拡大の構図は変わらない。そして、祖 父母世代へと広がるとともに、感染経路不明の割合が増えていて、市中感染が広が っているのではないかということが示されている。ということで、引き続き、不要 不急の外出自粛、換気、マスクの着用、3 密の回避等々の継続をお願いしておりま す。 次に、3回目のワクチン接種状況です。宇佐市は昨日時点で 4,297 人、これが 7.84%となっております。1回目の接種は 80.31%、2回目接種が 79.79%ということなんですが、これは 11歳以下がワクチンの接種対象になっていませんので、宇佐市の接種すべき人、大体 5万人ぐらいで計算しますと、87%ぐらいとなります。 3回目の接種はまず医療従事者、そして、高齢者福祉施設、そこに入所している人から打ち始めているんですが、日本全国で 4%、大分県でも 4.25%ですので、宇佐は、3ポイント以上早く進んで推移をしているということであります。

そして、今説明したように、小、中学校や子ども園ですとか、放課後児童クラブですとか、そういったところがクラスターになって一番感染が確認されているということなので、教職員の方、子育て支援施設に従事する方々の3回目ワクチンを前倒しすることとしております。集団接種が2月5日から始まるんですが、来週土曜日2月12日の集団接種から、教職員の皆さんが先行して接種できるように手配しているところです。ただ、1回目2回目はファイザーでしたけれど、3回目はモデルナになります。ここはですね、ご不安な方もいるかと思いますが、私どももしっかり丁寧に説明しながら接種に臨みたいと思います。

それともう一つですね、前回、住みたい田舎ベストランキングで、宇佐の子育ては2位だという話をしていましたけれども、今年も2022年版の第10回のベストランキングが発表されました。今回はですね、人口で差があるのはあまりきちんとした比較ができないということで、人口5万人以上20万人未満の部というのができています。その中で、宇佐市の位置付けはというと、若者世代・単身者が住みたいまちが全国で7位、子育て世代が住みたいまちが全国で3位、シニア世代が住みたいまちが同じく全国で3位ということで、総合的に見ても全国3位となっています。ランキングは、大量のアンケート項目をチェックして点数化するというもので、非常に高い評価をいただいております。人口規模別ではなくて、単純にエリア別で見た場合、豊後高田市がシニアも子育て世代も若者世代でもトップとなっています。宇佐市はというと、若者世代・単身者が4位で、子育て世代が2位で、シニア世代が4位ということになっています。これも充分高いんですけれど、さらに上を目指していきたいと思います。私の方の説明は以上です。

本日の協議・調整事項は、令和4年度の教育委員会の基本方針等について、そして、宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針についてとなっております。皆さんには、本日の会議がより有意義なものとなりますようにご理解とご協力を申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

総務課長

ありがとうございます。それでは、次第に沿って協議・調整事項に移ります。 会議の議長は、宇佐市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、市長 にお願いします。

市長

はい。それでは、私の方で進めさせていただきます。ご協力方よろしくお願いいたします。早速ですが、協議・調整事項の1点目、令和4年度教育委員会の基本方針等について説明をお願いします。

教育次長

はい。教育次長の上田でございます。それでは、私の方から令和4年度教育委員会の基本方針等について説明をさせていただきます。本日のこの資料につきましては、令和3年度の基本方針をもとに、令和4年度に取り組む新規事業や拡充事業、また変更した事業などについて加筆修正し作成をしております。加筆修正した部分は、赤書きで記載をしております。今回は、その部分を中心にご説明をさせていただきます。また、接続詞や言い回し、また、年度の表記など軽微な修正箇所については、説明は省略をさせていただきます。それでは、課ごとに説明をして参ります。

まず、2ページをご覧ください。教育総務課分ですが、教育総務係の基本方針の 2段落目に、活力ある学校づくりに向けてという記述がありますが、令和3年度ま では、公立学校適正規模適正配置等に関する調査研究を行うという表現でありまし たが、検討委員会の指針が教育委員会に報告されましたので、赤書きのように、学 校運営協議会と密に連携し、学校の持続可能性を高めるための方策について検討を 重ね、より良い教育環境の創造を目指すという表記に修正をしております。次に、 2の重点目標のイ学校施設・設備の充実の(1)小学校の規模の適正化で、これま では適正規模適正配置等検討委員会を開催するという表現を使っておりましたが、 赤書きのように、公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会の基本指針を尊重し 定めた基本方針を基に、学校運営協議会と密に連携し、より良い教育環境の創造に 向けて学校の持続可能性を高めるための方策について検討すると修正をしており ます。次に、3ページをご覧ください。(2)の学校施設・設備の充実については、 令和3年度では、机・いすの更新や、環境整備活動支援事業、足とアイデアの記述 をしておりましたが、令和4年度では、赤書きのように、校舎教室のワックスがけ 及び高所窓拭き清掃を専門業者に委託することで、より快適な学習環境の整備と教 職員の負担軽減を図るという表現に修正をいたしております。3の事業計画につい ては、イの学校施設・設備の充実で、①の公立学校適正規及び模適正配置に向けた

取組ということで、施策を修正しております。その下の②、校舎ワックスがけ・窓 清掃ということで、新規に施策を追加しております。

次に、4ページをご覧ください。学校施設整備係になります。こちらの基本方針については、これまでは安全・安心な学校づくりについての記述がありませんでしたので、今回赤書きの部分になりますが、すべての児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を過ごせるよう計画的にバリアフリー化を推進するとともに遊具等の安全点検を実施するという部分を新たに追記しております。2の重点目標については、表記方法を一部修正しております。3の事業計画でありますが、イの学校施設・設備の充実で③として、豊川小学校の増築事業、④で西部中学校の長寿命化改修事業を、新たに施策として追加しております。

それでは、次に学校教育課になります。基本方針の 2 段落目の後半にある基本 方針を具現化するための表現を、学校教育指導方針に合わせまして修正をいたしま した。赤書きの部分になりますが、国際社会に向けて羽ばたいていける人材の育成 とともに、ふるさと宇佐において活躍する人材の育成を柱にして、社会的変化が人 間の予測を超えて進展する時代にあっても、自己の目標をしっかり定め、その達成 に向けて粘り強く突き進もうとするたくましい児童生徒の育成及び教職員の人材 育成をめざしということで、表現の修正をしております。それから、その下、重点 目標については、各目標の項目について、これまで説明文がありませんでしたので、 5ページから6ページ、7ページにかけまして、各項目に赤字で書いておりますが、 その部分を追記しております。 それでは、7 ページの事業計画の方をご覧ください。 アの幼児教育の充実では、②の宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会の指標の 説明で、幼児教育振興プログラムが今年度策定できましたので、プログラムの策定 からプログラムの推進ということで修正をしております。それから、8ページの方 の、ウ教育内容の充実の②宇佐市標準学力調査については、これまでは小学校4年 生から6年生が対象でしたが、小学校1年生から6年生に拡大をしております。 次に、9ページをお願いします。一番上にありますが、④の外国語指導助手派遣事 業につきましても、これまでは5名派遣でしたが、6名派遣に拡大をしております。 その他の赤書きの部分は、表現方法などの修正となっております。次に、エの学習 環境の整備・充実では、10 ページの一番上になりますが③GIGA スクール構想の 実現の指標の説明に、赤書きで書いておりますが、学習支援ソフトの導入、家庭へ のモバイルルーターの貸与を新たに追記しております。また、この項目の具体的な 施策として、⑤GIGA スクールサポーターの2名配置を新たに追加しております。 それから⑥、校務支援システムサポーター。これについては、2 人配置から 1 人配 置に修正をしております。次に、11 ページをお願いいたします。⑮生理用品の整 備について、施策を新たに追加しております。それから⑯、新型コロナウイルス感 染症対策については、指標の説明のところにキャンセル料の補助を追記しております。その他は、表現の修正をした部分であります。オ地域とともにある学校づくり 以降については、大きな修正はありません。

次に、12ページの中段、学校給食課になります。基本方針については、給食の満足度向上に関する説明として、赤書きの部分になりますが、給食メニューや調理の創意工夫、デザート、ふりかけなど提供を図ることで、給食全体のボリューム感を高める取組を行い、給食の満足度向上に繋げるという表記を新たに追加しております。13ページをお願いします。13ページの重点目標の、ア学校給食の充実の(1)、安全で安心な学校給食の提供の3番目に、学校給食の満足度向上を追加しております。また、(2)の食育の推進については、二つ目の給食だより、宇佐給食通信の発行についても新たに追加しております。事業計画につきましては、重点目標と同様に、(1)の安全で安心な学校給食の提供に、③として、学校給食の満足度向上の施策を追加しております。(2)の食育の推進については、②として、給食だより、宇佐給食通信の発行の政策を追加しております。

次に、15 ページをお願いいたします。社会教育課になります。まず、生涯学習 係、安心院地域教育係、院内地域教育係の基本方針については、前段の部分でIo Tなどの先端技術がと、その下にありますが、人生 100 年時代と言われる長寿社会 という、言い回しの表現を修正しています。それから、重点目標については、イの 生涯学習活動機会の拡充では、16ページの上になりますが、(2)の活動機会の拡 充で、成人式の開催とこれまでしておりましたが、それを 20 歳の集い(仮称)の 開催というふうに修正をしております。それから、その下になりますが、カの家庭 教育支援の充実では、(1)に新たに子育て講演会の実施による家庭教育支援を追加 しております。次は、17ページをお願いします。事業計画です。アの生涯学習施 設・設備の充実の①、公民館等施設の整備の令和4年度指標について、長洲公民館 造成・建設着工に修正をしております。イの生涯学習活動機会の拡充では、②の活 動機会の拡充の指標に、先ほどと同じように 20 歳のつどい(仮称)というふうな 表現に修正しております。それから、18 ページの方の、カ家庭教育支援の充実の ①の指標の説明にも、子育て講演会の実施を追加しております。それから、19 ペ ージの安心院地域教育係と、20ページの院内地域教育係の事業計画については、 大きな修正はありません。

次に、21ページをお願いします。平和ミュージアム建設準備室についてですが、 ここの基本方針については、2段落目で、本構想での拠点となる資料館と遺構群を 整備し、という表現を使っておりましたが、資料館の建設は、社会情勢や市の財政 状況を鑑みながら判断していく。また、遺構群を整備し、というふうな表現の修正 をしております。それから、重点目標については、全体的に説明文が長く書かれて

おりましたので、簡潔な説明に修正をしております。大きな修正としましては、ア の平和ツーリズムの推進の(1)の、22 ページのですね、三つ目の項目になります が、戦争関連資料の収集、保存に、新たに、令和3年度に取得した九七式艦上攻撃 機の実機についても保存処理を続けるという表記を追記しております。それから、 ウの戦争遺構の保存整備の(1)の宇佐海軍航空隊保存整備事業についても、赤書 きに書いております、令和4年度は、短期整備の完了した遺構を、訪れる方々が分 かりやすいようにサインの設置をすすめる、という表記を修正しております。その 下、(2) フィールドミュージアムの機能充実の、その次のページになりますが、モ バイルガイドシステム等の活用推進に赤書きの部分で、戦争遺構めぐりのVRコン テンツでの平和学習の事前事後学習など利用者への活用推進を図る、と追記をして おります。次の、3 の事業計画では、アの平和ツーリズムの推進の④、戦争関連資 料の収集、保存の指標の説明に、九七式艦上攻撃機の保存処理を追加しております。 それから、その下のイの資料館の機能充実の②、建築工事展示業務委託の令和4年 度指標を、これまで工事着手、業務着手としておりましたが、これを調査・検討に 修正しております。それから 24 ページ、ウ戦争遺構の保存整備の③、モバイルガ イドシステム等の活用推進に、遺構めぐりVRコンテンツのアクセスを追記してお ります。

次に、文化財係ですが、基本方針については大きな変更はありません。重点目標の、ア文化財の調査と保護では、次のページに記載されておりますが、国指定天然記念物オオサンショウウオの生態保護を目的とした調査研究を実施するを、これまでは(1)の調査・研究の推進に書いておりましたが、今回、(2)の文化財の指定と保護の推進の方に移行させております。それから、3の事業計画につきましては、26ページの方のイの文化財の整備と活用に、これまでは、史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定事業、と記述がありましたが、それについては、4年度は削除しております。それから、27ページをお願いいたします。オの文化財愛護の啓発と普及で、こちらについても、これまで日本遺産登録への取組という施策がありましたが、これについても4年度は削除しております。

最後に、27 ページからの図書館ですが、基本方針については大きな修正はありません。重点目標については、アの図書館サービスの充実の(2)、図書館資料と施設機能の有効活用では、これまで、今後も中長期的な改修等の計画作成に努めるという表現でしたが、今回赤書きの部分になりますが、今後も計画的な施設・設備の改修・更新等に努めるという表現に修正しております。それから、(3) のネットワーク機能の部分になりますが、電子分館につきまして、これまで電子分館の利用促進を図るという表現にしておりましたが、今回、電子分館の利用促進のため、登録者数の拡大を図ると修正をしております。それから、29 ページをお願いいたしま

す。事業計画については、アの図書館サービスの充実の(3)の具体的な施策に、 ②の電子分館の利用促進を新たに追加しております。その他、指標を一部、数字の 修正を行っております。以上で、基本方針等の説明を終わらせていただきます。

市長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆さんからご質疑やご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

佐藤委員

はい。10 ページの⑧の、部活動指導員の配置の関係でございます。先だって新聞にも大きく出ていましたが、教育職員が大きく不足している。それと同時に、仕事も過重である。そういったことから、働き方改革の推進があって、その一環として、こういった部活動の指導員の配置制度ができたと思われます。そこで、令和元年度頃には、5名から6名に配置が増員されました。配置された学校の方では、大変負担が軽減されたというお話も聞いております。ただ、部活といっても、一つの学校でもスポーツ関係、文化活動、随分ありますので、今後も外部からの指導員の配置、増員を図るよう、予算措置の方もご検討をお願いしたいと思っております。

市長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

学校教育課長

はい。学校教育課、上田です。部活の指導につきましては、働き方改革の主な一つとしてですね、今後も増員ができたらなと思っております。課題としましては、やはり、各中学校で一遍ということがなかなか難しいことと、各学校の部活動がそれぞれ異なりますので、それに合った人材、時間的にもですね、やはり夕方からだけのお勤めという形になりますので、なかなかその勤務をしていただける方が少ないという課題はあります。ここのところはしっかりやっていかなければいけないなと思っているところです。以上です。

佐藤委員

同じようなことでちょっと申し上げ難かったんですが、横の 9 ページの①、同じような内容でスクールソーシャルワーカー活用事業です。これも同じように、働き方改革の一環として、そういう制度がありますが、子どもの健康、それから教職員の健康のみならず、いじめの問題や不登校の関係など、多く抱えております。そ

ういったことから、外部からの専門員の派遣というのは、非常に必要かなと思うんですが、ただ、週2日ですか。それと1日2時間ですから、限られた時間の中でのスクールカウンセラーのお仕事ですので、ぜひこれも計画的に増員していただきたいなと。予算の関係もあると思いますが、検討をお願いしたいと思います。

市長

はい。そちらの件もお願いします。

学校教育課長

はい。こちらも部活動指導員と同じように、本当にニーズが高い職種ですし、学校現場の方も非常に助かっている。子どもたちにとってもですね、やはり必要なものでありますので、こちらの方もしっかり進めていきたいと思います。

市長

はい。その他ありませんでしょうか。古里委員どうぞ。

古里委員

はい。安全・安心な学校づくりの、危険等発生時の対処要領の周知と訓練の実施のところで、先の未明の震度5強の地震で、南海トラフ地震の発生が現実になってきたのではないかという思いをすごく強くしたんですけれども、今の学校の中だけの避難訓練で、子どもたちがそれに対処できるかと言ったときに、どこで地震が起こるかはわからないし、通学の途中であったりとか、家にいるときであったりとか、地域の中でとか、いろんな場合が考えられると思いますので、コロナが落ち着かないとできませんけれど、落ち着いた時点で、地域を挙げての避難訓練というか、そういったことも考えていく必要があるんではないか。地域の中にも、リスクを抱えた高齢者とかたくさんおりますので、意識を高める意味でも、やはり、頻繁な訓練が必要ではないかなと思います。

市長

ありがとうございました。それについて、何かないですか。

学校教育課長

はい。現在、避難訓練は、地震関係や不審者対応とか、いろんな訓練があって、 学期に1回とか一斉に行っております。これは、おっしゃられるように、いつ何時 どこでというのは、本当に想定できない部分でありますので、子どもたちも自分の 命は自分で守るというところを学校でも指導していますが、やはりご家庭でも、こういう時はここに集まるんだよとか、いろんな場面を想定した、少し工夫をした避難訓練と、あと、おっしゃいました地域と一緒にということで、学校運営協議会、まちづくり協議会等と連携をして、合同避難訓練とかをそれぞれの地区等で考えていただければ、子どもたちにとっては良いかなと思っております。以上です。

市長

はい。その他ありませんか。はい、どうぞ。

小野委員

今の安心安全のところで、事業計画の5番の自転車通学のヘルメットの件です。 一昨年から購入補助費が出されるようになったと思うんですが、今の購入補助費を 出すことによって、着帽率がどれぐらいの状況なのか、効果がどんな状況になって いるのか気になっているところです。

市長

はい。よろしくお願いします。

学校教育課長

ヘルメットの補助と同時にですね、自転車通学の要件としてヘルメット着用を 義務化したところですので、市内7中学校では、自転車通学生は全てヘルメットを 着用しておりますし、大きなことにはなっていないんですけれど、ちょっとした事 故とか、そういう時もヘルメットをちゃんとかぶっていて、頭には特に怪我があり ませんという報告もいくつかありましたので、やはりヘルメットの重要性というと ころは、改めて認識しているところです。

教育長

よろしいでしょうか。ヘルメットについてですが、中学校の通学については着用が義務なんですが、通学以外でも被ろうということで、安全に向かってPTAとも連携しているところです。

小野委員

小学校でもできるだけ、自転車安全教室とかありますので、そういうところで働きかけていただければと思います。

市長

その他ありませんか。

古里委員

事業計画の中に、総合的な学習等を活用したふるさと教育・キャリア教育の推進というのがあって、これが、国と地方のあり方が今までどおりではなくなってきている時代にあって、ここのところがとても大事じゃないかなというふうに思います。各小学校、中学校、高校と単発ではなくて、小中高をつなげて、高校卒業するまでに地域資源を活用して地域に貢献できる人材を育てることができれば、持続可能なまちづくりに繋がっていくのではないかなというふうに思います。地域資源の良さに、発達段階に応じて触れていないと、子どもは、なかなかその地域資源を活用するというような発想に繋がっていかないのではないかなと思うので、そういった構想をぜひ持っていただきたいなというふうに思います。

市長

はい。いかがでしょうか。

学校教育課長

はい。地域人材の発掘は、かなりできるかなと思っておりますし、やはりふるさと宇佐を誇りに思うというところが、私たちのテーマとして掲げているところでありますので、今後も引き続き行いたいと思います。高校とのというところは、安心院・院内の小中高一貫ではすごくできているところでありますが、宇佐に関しても、そういう中高の連携というところを大事にしていかなければいけないと思います。

市長

はい。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

小野委員

体力向上推進事業のところで、ずっと継続して、R1テスト、走力プラス1種目を各学校で決めて、特色ある実践をされていると思うんですが、大分県は、全国的に体力はすごく目覚ましい結果が出ているんですが、宇佐市の方は、どんな状況なのかなと、ちょっと気になっています。

市長

はい。どうぞ。学校教育課長、お願いします。

学校教育課長

資料はないんですが、大分県は、報道のとおり全国で何位だということがありましたが、宇佐は、今年は結果が少し良くなかったです。このR1が掲げている走力の部分は安定しているんですが、他の部分が、コロナ禍で少し落ちておりましたので、やはり体力アップを、また来年度しっかりやっていかなければなと思っているところです。

市長

はい。ということでございます。

古里委員

よろしいでしょうか、一つだけ。社会教育課の家庭教育支援の充実というところなんですけれども、小規模校の保護者の意見を見ていると、共働きの家庭は、行事が多いとか、役員が多すぎるとか、とても悲しくなるぐらい余裕がないという現状が見てとれました。支援ボランティアの登録とかもたくさんあるんですけれど、子どもの支援だけじゃなくて、保護者のそういった、非常に困っている点とかそういった部分のところにも対応して、例えば行事支援であるとか、何かそういった保護者の支援も地域の人ができることがあれば、もう少し保護者世代もゆとりが持てるのではないかなというような気がしたんですけれども、そこら辺は。

市長

はい。どうぞ、社会教育課長。

社会教育課長

今、地域学校協働活動推進員ということで活動してもらっています。そういった 方の主な任務が、学校と地域を結ぶ役割ということですが、保護者のそういった活動支援というところまで今、踏み込めてない状況です。PTAからは、こういった方の声が届いていない状況かなというふうに思いますが、本当に何ができるかというところが非常に難しいところもあると思いますけれど、推進員の方には、そういった声もあったけれど、こんなことできますかということで、こちらからも聞いてみたいというふうに思います。

市長

よろしいでしょうか。では、令和 4 年度の教育委員会の基本方針等については 以上までとしたいと思います。以上のようなご意見等を踏まえながら、教育委員会 で推進をお願いしたいと思います。では、ここで十分ほど休憩とりたいと思います。 2 時半から再開したいと思いますので、そのあと、小・中学校の適正規模・適正配 置に関する基本方針ついて、ご協議をお願いしたいと思います。

《休憩》

市長

それでは再開いたします。議題の2、宇佐市立小・中学校における適正規模・適 正配置に関する基本方針について、教育委員会からご説明お願いいたします。

教育次長

はい。それでは、小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針についてご説明をさせていただきます。本日の資料については、検討委員会が策定をしました基本指針を綴じたものと、この指針に基づいた基本方針(案)と赤書きしているもの。それと、ワンペーパーの検討委員会の開催経過を記載した資料を用いて説明をさせていただきます。

それではまず、これまでの経緯を少し説明させていただきます。ワンペーパーの資料をご覧ください。教育委員会では、市が設置した公立学校の適正規模・適正配置について調査研究及び検討するために検討委員会を設置し、令和元年度より、本格的に小・中学校の適正規模・適正配置に関する方針について、議論を開始しました。令和元年度については、委員会を3回開催し、市が目指す教育方針や児童・生徒数の推移、学校を取り巻く現状などを認識した上で、子どもたちの教育環境をより一層高めるための学校のあり方について慎重に議論を重ね、3回目の委員会で、本市の小・中学校の実態に即した、学級数を基準とした適正規模の定義を、小学校は6学級以上、中学校は3学級以上と定めたところであります。令和2年度については、委員会を2回開催し、適正規模の基準を満たせていない11校の児童や保護者、教職員、地域住民と幅広い方を対象に、学校のあり方に対する思いを聞き、実情を把握することを目的としたアンケート調査を行いました。検討委員会ではこれまでの間、市教育委員会としての適正規模・適正配置の基本的方針の考え方について検討をしてきましたが、一定の方向性に至るには困難をきわめたことから、学校

の適正規模・適正配置の基本的な考え方や学級数、児童数から見た、適正な規模の基準などを、委員会としての考え方を指針として定めて、その結果を教育委員会に報告するということとして、令和3年度は、委員会を2回開催し、小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本指針として取りまとめたところであります。この基本指針が、12月の定例教育委員会で報告をされました。その後、教育委員会の事務局において、報告されました基本指針をベースとして、基本方針(案)を作成し、1月の定例教育委員会で内容を検討していただきました。そして、本日の総合教育会議で協議をいただくという流れであります。

それでは、基本方針(案)の内容の説明をさせていただきます。赤書きで書いている方になります。この基本方針(案)については、基本指針から、表現を修正した部分を赤書きしております。主に、検討委員会としての書き方から、行政サイドの書き方への修正などを行っております。それでは、まず 1 ページをご覧ください。はじめにということで、3 段落目ですが、このような背景を受け、市教育委員会では、宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を設置し、学校のあり方について慎重に議論を重ねてきました。そして、その下の段落ですが、市教育委員会並びに市総合教育会議としましては、検討委員会が定めた基本指針を基に、基本的な方針をここにとりまとめました。最後ですが、最後に、この方針の策定に先立ち、基本指針として方向性を示していただいた検討委員会の委員の皆さまに心からお礼を申し上げます、というような表現に変えております。

次に2ページ目ですが、本方針の位置付けについてです。ここについては、赤書 きの部分を読ませていただきます。市教育委員会では、児童及び生徒が減少する中 において、教育効果をより一層高めることを目的に、本市が設置した公立学校の適 正規模及び適正配置等について調査、研究及び検討するため、宇佐市公立学校適正 規模及び適正配置等検討委員会を設置しています。本検討委員会においては、これ までの間、市が目指す教育方針や、児童・生徒数の推移など、学校取り巻く現状を 認識した上で、今後の学校のあり方について慎重に議論を重ねてきました。しかし ながら、市内の小・中学校すべてに対して、画一的に存続や統合の方針を定めるよ うなものではないという共通認識の下、検討委員会としての考え方を「宇佐市立小・ 中学校における適正規模・適正配置に関する基本指針」として定め、市教育委員会 においてその報告を受けたところです。市教育委員会並びに市総合教育会議におい ては、少子化に対応した今後の学校のあり方についてそれぞれの学校単位で検討し てもらうため、この「指針」に則った「方針」の検討及び策定を行いました。今後 はこの方針に基づき、それぞれの学校運営協議会と教育委員会とが連携・協力を深 めながら、地域の実情に応じた学校のあり方を模索していくことが求められます、 と表現をしております。

次に3ページをお願いします。学校の規模の適正規模・適正配置の基本的な考え方になります。(1)の適正な規模の考え方につきましては、3段落目のところになりますが、これらの点を考慮し、というところですが、児童・生徒が集団を通じて多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら、一人一人の資質や能力を最大限に伸ばし、確かな学力や社会で活躍する力を身につけることができる「より良い教育環境の実現」を図るため、まずは複式学級の解消に向けた取り組みが重要であるといえます、としております。

4ページの(2)の適正な配置の考え方については、最後の段落になりますが、このためということで、学校の適正な配置の検討にあたっては、今後の教育面の課題だけでなく、社会教育や地域コミュニティを初めとする学校を核とした地域全般に密接に関わる課題でもあることに留意し、保護者や地域住民の十分な理解と協力のもと、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論が必要といえます、としています。

次の5ページをお願いします。小・中学校の適正な規模の基準の(1)の学級数の基準については、3段落目のところにありますが、検討委員会及び市教育委員会では、本市の小・中学校の実態に則した学級数の基準を次のとおり定めたところです、ということで、表のところに書いておりますが、市の基準として、小学校は6学級以上、中学校は3学級以上と、適正規模の定義を定めたところです。その下ですが、本市の適正規模の定義と全小・中学校の標準学級数を照らし合わせると、その下に書いておりますが、小学校11校が小規模ということになります。このように、複式学級が存在する小学校11校が小規模校に該当することとなりますが、この11校すべてを一括りとはせず、5学級以下の複式学級の数に応じて更に細分化を行いました、ということで、適正規模については全校で6学級以上、これは複式学級が存在しません。小規模校が、全校で5学級、複式が一組存在する学校になります。過小規模が、全校で4学級で、複式が二組存在します。極小規模は、全校で3学級以下、複式が三組、又は、二組と在籍児童のいない学年が存在する学校という形になります。

次のページの(2)児童数の基準については、標準法において、学級編成の区分として、同学年の児童で編成する学級については、小学校が35人、中学が40人となっております。小学校の35につきましては、法令の改正により、今年度の小学校2年生から令和7年度の小学校6年生まで年度ごとに、順次拡大される予定になっております。複式学級については、現在、法でいきますと16人以下、1年生を含む学級については8人となっておりますが、大分県では、1年生を含む複式学級は解消して、2年生以上の二つの学年の児童数が14人以下の場合は複式学級となる独自の基準で行っております。この複式学級の編成となる児童数の基準に加え、

学級数の基準や、本市の学校規模の現状等を考慮して、児童数から見た基準について細分化を行いました。適正規模としては、全校で 60 名以上、小規模が 40 から 60。過小が、20 から 40。極小が 20 未満というような細分化を行いました。次の 7 ページ、8 ページになりますが、これは、その細分化した規模で、学校の状況を示したものです。今年度と、令和 9 年度で、小学校別の規模の基準を示した表になっております。

次に9ページをお願いいたします。9ページ、10ページにつきましては、基準を満たせていない学校への対応ということで、令和2年度に行いましたアンケート調査の結果を掲載しております。10ページの2段落目、上のほうですが、Dの小学校の適正な規模や配置についての回答結果について、対象者全体で見ますと、小学校の存続を望む声、回答が全体の約5割。統合を望む回答が、全体の約3割という結果となっております。対象者別では、児童の保護者、教職員、地域住民において、存続を望む回答が多く、未就学児の保護者は、存続と統合が同程度の結果となっております。

次に 11 ページをお願いします。11 ページは、学校の持続可能性の高めるための 方策の検討についてを載せております。市教育委員会並びに市総合教育会議として は、学級数、児童数のいずれかにおいて、適正規模の基準を満たせず、小規模、過 小規模、極小規模に該当する場合には、今後の学校の持続可能性を高めるための方 策について検討を開始すべき段階にあると考えます。検討にあたっては、学校運営 協議会が主体となり、保護者や地域住民の声を聞きながら、教育委員会と連携し、 学校が地域に存続し続けるための方策について探求することが求められます、とし ております。 検討項目として、 まず、 存続させるための魅力ある学校づくりという ことで、学校が地域に存続し続けるためには、まずは、小規模校のメリットを最大 化し、デメリットを最小化させる具体的な方策を講じることが、極めて重要と考え ます。そして、その下に具体例として、小規模校のよさを生かす方策、また小規模 校の課題を緩和する方策などの例を掲示しております。2つ目が、通学区域制度の 弾力的な運用ということで、最後の方ですが、運用にあたっては、明確な承認基準 の検討に加え、小規模校ならではの魅力的な教育や特色ある活動等、それぞれの地 域や学校の実情に応じて、子どもたちを通わせたいと思える学校づくりの検討が重 要といえますとして、その下に、制度や運用面に関する検討事項を掲示しておりま す。それから 12 ページですが、3つ目として、他校との交流学習等の機会の確保 ということで、児童1人のみの学年が存在する極小規模校などでは、同学年の多様 な意見に触れる機会が極端に不足することから、一定の集団規模での教育活動が行 える環境を整えることが重要としております。検討事項として、学校間の往来によ る交流学習、またICTの活用による交流学習の例を掲示しております。そして、

4つ目として、子育て世代や移住希望者への支援ということで、後半になりますが、 社会全体として結婚、子育て、仕事をしやすい環境整備が行われるよう実効性のあ る少子化対策の取り組みに加え、地方へ移住する動きを支援する定住促進対策をよ り積極的に推進する必要があります。過疎化や小規模校化といった地域が抱える課 題の解決こそが、住み続けたいと思えるような持続可能なまちづくり、持続可能な 学校づくりに繋がるものと考えられます。具体例として、少子化対策の取り組みや 移住・定住の取り組みを掲載しております。

それから、13 ページになります。(2) 学校を統合せざるを得ない場合の検討すべき事項として、学校の持続可能性を高めるための方策の検討を図った上で、教育環境の質の維持が長期的に困難と予想される場合は、以下のような事項について検討を行っていく必要があると考えますとしております。まず1点目として、校区等の検討で、学校の統合を検討する場合、基本的に中学校区の枠組みにおいての検討が考えられます。しかし、長期的な視点を踏まえ、中学校区に限らない視点での検討も必要として、検討項目の例を挙げております。それから、通学条件等の検討ということで、学校統合の検討にあたっては、児童・生徒の通学条件を考慮することが必要ということで、こちらも検討項目の例を挙げております。それから3点目で、その他の検討として、小中一貫校化という、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、小中一貫校への移行も視野に入れた検討も考えられますということで、小中一貫教育の分類として、義務教育学校と小中一貫校の違いを表にして制度を掲載しております。

最後に14ページですが、小規模校の適正化に向けてということで、学校規模の適正化の検討は、教育的観点のみならず、それぞれの地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題です。最終的な小・中学校のあり方の判断は、設置者である市に求められますが、市内の小規模校すべてに対して、画一的に存続や統合の方針を定めるような性格のものでないことは言うまでもありません。赤書きのところになりますが、市教育委員会並びに市総合教育会議としましては、学校の小規模化に対して安易に解決策を提示するのではなく、現在抱える諸課題に対してどのような方向性で一つずつ解決していくべきか、一定の基準は設けつつも、地域をよく知る方々の知恵をお借りしながら、それぞれの学校単位で具体的に議論を深めていただきたいという思いの下、指針に基づいた方針の策定を行ったところです。今後、それぞれの学校運営協議会で検討を進めていく過程において、時には立場の違いから異なる意見が錯綜するなど、一定の方向性を導き出すには多くの時間とエネルギーを費やさなければならないかもしれません。しかし、それぞれの学校のあり方について、まずはそれぞれの地域で様々な視点から検討していただき、地域の未来を担う子どもたちのため、将来を見据えた

責任ある議論を重ねていただくことをお願いするものです、というまとめとしております。説明は、以上でございます。

市長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

古里委員

宇佐市は、地域とともにある学校ということで、今まで複式学級の改善教員であるとか、本当に、小規模校に手厚い支援をずっと続けていて、聞いた例のない市であるなというふうに思います。そして、地域も応えようと、今まで一生懸命学校を盛り上げてきたと思います。今も、まちづくり協議会であるとか、放課後のチャレンジ教室であるとか、何とか盛り上げたいと、地域の子どもたちに対する思いはすごく強く持っています。でも、それでもぬぐえないぐらい少子化によって子どもが減ってきて、1クラスに子どもがいないとか、1人であるとか、2人であるとかそういった極小規模になった段階で、不安の声が上がってきているのが現状だというふうに思います。だから、何というか、学校全部一緒に考えるのではなくて、その学校で、まずはアンケート結果の中の学校に対する不安の声を受けとめて、子どもにとってこの先どうしていくことが一番良いのかというのを、アンケート調査の結果から話し合って、そこからスタートしていくというのが良いのではないかなと思います。意見はいっぱい出ると思うんですけれど、なかなかまとめるというのは難しいかなというふうに思うので、やはり実際にあるアンケート結果から話をしてもらうのが良いのではないかなというふうに思います。

市長

はい。ありがとうございました。他にご意見はございませんか。はい、どうぞ。

佐藤委員

今、古里委員のお話のとおり、私もそう思います。まず、検討委員会が指針をまとめられて、去年12月に私たちが拝見させていただいたんですが、この3年間で随分検討され、慎重に協議され、そしてまた、地元の声をアンケートで良く吸い上げているなと思いました。本当に、宇佐市の状況にあった指針をまとめられたなと。私自身は、そういうように感じました。もう全国的に人口減少が続いているのだから、宇佐市だけ人口増加するなんか、これは至難の業だと思います。ですから、従来の少子化対策や、或いは過疎化対策は前面に進めながら、より良い宇佐市の学校

づくりのために、この指針にあるように、持続可能な方策を研究開発して欲しいという言葉は、非常に宇佐市にとって的を射た方向ではないかなと思いました。

市長

はい。ありがとうございました。他にご意見、ご質問でも結構です。どうぞ。

德光委員

はい。私はちょっと保護者目線でやりたいんですけれども、やっぱり3人寄れば 文殊の知恵と、昔からそういうことがあるように 3 人以上だといろんな意見があって学びになる。どうしても、先生と子ども一対一では通り一遍な学習しかできず に、豊かな学びができないのではないかなと、ちょっと不安に思ったんですが。極 小規模の学校の保護者は、その不安があるのではないかなというのは思います。アンケートの結果は存続の方がちょっと多くて、統合は少ないとおっしゃっていましたけれど、やっぱり地域住民の方が、保護者より断然パーセンテージが大きいので 結果的にそうなるのではないかなと。だから、保護者の意見が、あまり反映されていないのかなと感じました。地域の意見も大事なんですけれど、やっぱり今から通う子どもたちと、その保護者の意見に重きを置いて、学校の運営は考えて欲しいなと思います。でも、地域も大事というのもすごくわかるので、そこは、社会教育の分野で取り上げていくとか、違う方向で地域も盛り上げていって。都市機能を継続させるためにはコンパクト化とか、やっぱり、人の少ないところはちょっと軽視されるのかなというところがあるんですけれど、何か、人が増えるような種まきもしていただきたいなと思います。

市長

はい。ありがとうございました。他にありませんか。

小野委員

この冊子を読ませていただくと、検討委員会の方が会議を重ねながら、多くのいろんな意見が出されて、そして出来た指針だなというのを、改めて本当に感謝しているところです。とても良く、宇佐市に合わせた基準をきちんと出されているし、皆さんの意見も吸い上げながら出来た指針だなと思います。そして、その中で、最終的に統合するとか存続するとか、そういう検討をしていくところが、各地域の運営協議会に任されすぎているのが、ちょっと気になるところです。というのが、先ほどから何人かの委員がおっしゃった、そこに入っているメンバーの方々の構成によって随分と違ってくるだろうし、その中で果たして結論が出せるのかというのが、

ちょっと不安があるところです。方針の中に、最後には、そこに行政である委員会 とかも入って検討していくというふうに一文が加えられておりますので、ぜひ、行 政として、やはりそこに一緒に加わって、より良い子どもを中心とした、どうして も地域の活性化が薄れるのではないかという危惧から学校存続というふうに思い がちなんですが、そういう視点だけではなく、やはり子どもの教育ということを、 これからの人材を育成していくというところに重きを置いて。そのことが持続可能 な学校になっていくと思うんですね。ですから、そこの視点をずらさないようにし ながら、プラス、そこに通いたいと思うような、まちづくりを一緒に合わせてやっ ていくということが、視点として必要なのかなと思います。会議の中で読ませてい ただいた意見の中にですね、ちょっと極端な意見なのかもしれないけれど、私がち ょっとはっとさせられたのが、かつて麻生小学校がなくなったときに、地域の方が、 うちの子は帰ってきたいと思っているんだけど、学校があるから帰れないという意 見が入っていたんですね。はっと思いました。帰りたいけど学校が小さすぎて、う ちの子を集団ではない 1 対 1 のところには帰らしたくないなという親御さんの思 いがあって、地元に帰らず四日市の町中に住んだりとか、そういう意見もないこと はない。一部かもしれないんですが、そういう意見もあるということで、もうちょ っと幅広い関係者が、その運営協議会の中に入って多様な意見が出され、吸い上げ るような、そういう会議になっていただきたいなというふうに思います。

市長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

佐藤委員

それに繋がると思いますが、指針の中で謳われているのが、今後、持続可能な学校づくりということになれば、学校運営協議会に負担がかかりすぎるんじゃないかという懸念もあります。例えば30年前ですが、安心院高校が統廃合の対象とされました。その時に、安心院高校の地域のPTA、それから地域の方達が随分と頑張りました。そうした中で、行政の立場ではないけれど任意の団体として、安心院高校を育てる会というのを発足し、その方達とPTAが合同で、新しい方策、いわゆる研究を進め開発したのが、地球未来科という学習活動であったわけですが、あれを私たちが学び、参考にした場合、そこには各種団体から非常に多くの人達が集まっているんですね。学校運営協議会の場合は、やっぱり、メンバーが限定されているかなというふうな感じも否めません。そこのところを、もうちょっと検討すべきかなと思います。

市長

ありがとうございました。教育長、いかがでしょうか。

教育長

委員の方々が、偏った意見での進行がちょっと危惧されるということですが、教育委員会でも、今、学校運営協議会自体の人数は少ないですけれど、協議をするにあたってはできるだけ多くの意見が、保護者とか、通常は運営協議会に入っていない人たちの意見も入るような形でと、学校の方にも、そういう形で運営協議会については運営してくださいとお願いしています。当然、教育委員会もその場に、一緒に協力していきますので、今言われたような意見で、いろんな方面からの考え方が反映できるような方法で進めていきたいと考えています。

市長

今の委員の方たちの意見の中で、何か事務局からコメントございますか。

教育次長

今、皆さんからいただいた部分で、最初の古里委員からいただいた、アンケート 結果や、ここに出た声を活用してという意見についてでありますが、実際に検討す るような段階になったら、委員会からもいろんなデータを検討材料として提供して いきたいと思います。令和2年度に行ったアンケート調査の、一部はもう公表した 部分がありますが、学校の方にも、その学校区単位でのある程度まとまった数字は 一度お示ししております。ただ、まだ自由記入でいただいているいろんな意見があ りますので、そういう意見やデータを提供しながらですね、検討していただきたい なと思います。それから、学校運営協議会の部分ですが、先ほど教育長も言われて おりましたが、今回対象となっている 11 校の小規模校になりますので、学校運営 協議会自体も人数が少ない。規則上では 15 名まで増やせるようになっております。 できれば、先ほど委員の方からも出ておりましたが、多くの方の意見をということ で、未就学児の保護者の意見なども取り入れていきたいと思います。特にアンケー ト調査の対象となった方には、やはり入っていただきたいなというように事務局と しても思っておりますので、そういう運営協議会が運営できるような形を、教育委 員会としてもバックアップしていきたいというふうに思っています。 あとは、 任意 団体というのが、委員会の方からはなかなか難しいところがあるんですが、運営協 議会だけではなかなか話ができない、多くの地域の方に参画して欲しいというよう な状況があればですね、将来的には地域が主体となって各会を膨らましていくとい うか、そういうことも可能ではないかなというふうに思っております。

市長

はい、ありがとうございました。私の方からもですね、少しコメントしたいと思 います。最近ネットでいろいろ見ていますと、小・中学校の統廃合につきまして、 例えば、学校の児童・生徒数が何人以下になったからとか、学級数が一定の数以下 になったらとか、複式学級が出来始めたらとか、もう自動的に統廃合するんだとい うような決め方をしている市町村に対し、それは、幾らなんでもおかしいだろうと いうような論調のネットの記事を見ました。今回の、宇佐の公立学校適正規模及び 適正配置等検討委員会というのは、先ほど委員の方からお話があったとおり、本当 に真摯にご協議を重ねられて、よくここまでまとめられたなというふうに思います。 今まで宇佐市の方針としては、地域の子は地域で育てるというのを基本的な考え方 のもと、複式があれば複式解消のために教員を全て配置し、地域ごとにまちづくり 協議会を作って、地域と一緒になって教育を盛り上げていこうというような取り組 みをずっとやってきました。そういった経過を踏まえると、持続可能な方策を模索 していくんだというこの基本方針は、私どもが今までやってきたことも、ちゃんと 踏まえた上での方針ではないかなということで、私は高く評価したいと思います。 先ほど委員の方からお話があったとおり、この方針の良いところは、一律にどこ かで示された児童数だとか、学級数の基準を下回れば自動的に統廃合するんだとか いう乱暴な議論ではないことと、厳しい状況になっても、持続可能なところをまず 一生懸命皆さんで考えてみようよといったところが、私は良いところだと思います。 ただ、実際に考えていく段階になって、学校運営協議会が主体になって議論をして くださいねというようなトーンになっているのではないかというお話でした。 先ほ

いう乱暴な議論ではないことと、厳しい状況になっても、持続可能なところをまず一生懸命皆さんで考えてみようよといったところが、私は良いところだと思います。ただ、実際に考えていく段階になって、学校運営協議会が主体になって議論をしてくださいねというようなトーンになっているのではないかというお話でした。先ほど教育長、次長からもお話がありましたけれども、実際にそういう協議になれば、地域を挙げて協議をせざるをえないと思いますので、協議の仕方等については、そもそもその協議をどういう形でスタートするのかというところから議論に入っていかないといけないと思います。具体的に検討するにあたっては、学校運営協議会で検討を進めていく過程において云々というところに少しプラスして、地域が納得する検討機関のようなものがいるのかなという感じはいたしました。

教育長

その辺は、先ほど次長が説明したように、取り掛かりは運営協議会で始めて、そこで、もう少し大きい、皆で話をする組織が必要ということであれば、そちらの方でという形で。

市長

そうですね。はい、どうぞ。

德光委員

今後、学校運営協議会の方で、自分たちの学校について検討していくことになると思うんですけれど、そこでもし存続となって、地域の人が、よし、盛り上げていくぞとなったときに、やっぱり持続できるようなまちづくり、私は今、都市計画の策定委員をさせていただいていて、今まさに、都市機能を存続させるための今後 10年の宇佐市の計画を立てているところですが、学校運営に関してはちょっと厳しいのかなという感覚を持ちました。地域、学校で、やるぞと盛り上がっているところは汲んでもらって、拠点みたいな感じででも考えていただければなと思います。もう、人口が少ないところはちょっと置いといてここに集中させようではなくて、ここにも学校があるから人口が増えるように拠点を置く、みたいな策定を出していただければなと思いました。

市長

はい。ありがとうございました。どうぞ。

古里委員

私は、麻生に住んでいるんですけれど、最近思うのは、やっぱり学校の統合が決まった時点で、地方消滅のカウントダウンが始まったのではないかなというふうな思いが、現状を見ているとします。だから、学校を統合するにせよしないにせよ、やっぱり統合問題を考えるということは、地域のこれからを考えることなので、真剣にこれからどう子どもに関わっていくのか。学校が統合されたら、例えば四日市南小に通うようになれば、保護者は四日市南の行事には行くけれども、地域の人は行くことがないんですね。子どもから離れてしまうんですよ。だから、これから、どう子どもに関わって、子どもたちが安心して帰れるような地域を残していくのかとか、そういった地域を考えることも同時にしていくことになるんだっていうところを共有、確認して、市長が言われたように、地域全体で考えていくことが必要なのではないかなというふうに思います。

市長

非常に貴重な意見がたくさん出ました。次長にお尋ねしますが、この基本方針案は、教育委員会と宇佐市総合教育会議でオーソライズするというか、方向を決定するということでよろしいでしょうか。

教育次長

ワンペーパーの資料で、具体的な流れを冒頭説明させていただきましたが、本日 の総合会議でこの基本方針を協議していただきましたので、できれば、この括弧書 きの案の部分をはずしたいというふうに思っております。総合教育会議の中で方針 の策定という流れを、教育大綱なども総合教育会議の中で定めていただいています ので、そのような感じで決定いただければありがたいと思います。

市長

以上のようなお話ですので、基本的にこの方針で、案の部分をはずしてよろしい、 そういう方向で考えてよろしいでしょうか。また、学校運営協議会において検討進 めていくというところは、事務局で、もう少し工夫を加えた文言にするということ でよろしいでしょうか。

一同

はい。

市長

では、そういったことで、宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針(案)を、基本方針として宇佐市総合教育会議で決定したいと思います。

教育次長

表紙の一番下にですね、宇佐市教育委員会・宇佐市総合教育会議と記載しているんですが、これを宇佐市総合教育会議とするのか、この総合教育会を前に出すのか、どちらにしようかというところだったんですが、総合教育会議に教育委員会が入っていますので。

市長

入れ替ましょうか。総合教育会議の方が、幅が広いですから。

教育次長

では、これを入れ替えるということで。

市長

はい、入れ替えましょう。表紙と、中の方も。2ページを見ても、教育委員会が

方針を検討して、その後総合教育会議で方針の策定というふうになっているので、 そういった方が良いでしょう。

それでは、本当にたくさんの貴重なご意見ありがとうございました。ここまでまとめ上げられた全ての皆さんに、感謝申し上げたいと思います。以上で、議題の2の方は終わりにしたいと思います。

せっかくの機会ですので、その他何かございませんでしょうか。どうぞ。

佐藤委員

学校教育関係が主な話題できましたが、もう一つの、社会教育の関係です。まちづくり人づくりということになると、社会教育の大きな活動の目標になっているわけですが、特に社会教育の中でも公民館を拠点にした、いわゆる公民館活動が非常に大事だと思うんですが、問題はそこの体制、公民館体制が今、見直されようしています。というのは5年前に、令和の時代に生き抜く地域はこういう公民館体制で進めるんだということで、社会教育委員会の方に諮問を出し、そして答申をいただきました。しかし、その後、社会教育分野だけよりも、同じようなまちづくり関係で進めている、市長部局のまちづくり推進課と連携を組みながら、新たな公民館体制をつくり上げる方向で検討していただきたいなと。これは、要望です。

市長

はい。ありがとうございました。社会教育課からコメントがあれば。

社会教育課長

はい。佐藤委員がおっしゃったことについて、公民館のコミュニティセンター化というのがあって、今年度から総務部のまちづくり推進課と共同事務局で公民館のあり方検討会というのを設置しまして、そこで今、いろんな話をさせていただいています。現状といたしましては、他市町村の状況とか、委員の皆さん方からいろんなご意見、質疑をいただいて、それを今まとめている状況でございます。今後、どうしていくかということにつきまして、まちづくり推進課の方と協議を重ねて、まちづくり協議会とかいろんなところでヒアリングをしながら、検討委員会の中で来年度、再来年度ぐらいかけて議論を進めていって、最終的な結論を出していきたいなというふうに思っています。

佐藤委員

ひとつ注文ですが、双方が寄り合えば、そこに相殺があると思うんですよ。場合によっては事業を削られたりなくなったりする、或いは膨らんだりする場合もある。

ぜひ、そのカラーをなくさないようにして欲しいと。例えば、公民館関係は、やはりどちらかというと住みよいまちづくりを進めるソフト面だと思うんですよ。まちづくり推進課は、どちらかというとハード面が中心の方であると思います。うまく特色を出しながらして欲しいなと思います。

市長

それは要望ということですね。他にございませんでしょうか。

はい、ありがとうございました。長時間に亘る真摯なご協議、本当にありがとう ございました。以上をもちまして、すべて議事を終了いたします。それでは、また 事務局に進行をお返しします。

総務課長

はい。長時間に亘るご審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第2回宇佐市総合教育会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。